

発電水利権許可手続の合理化②

小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されないと判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。

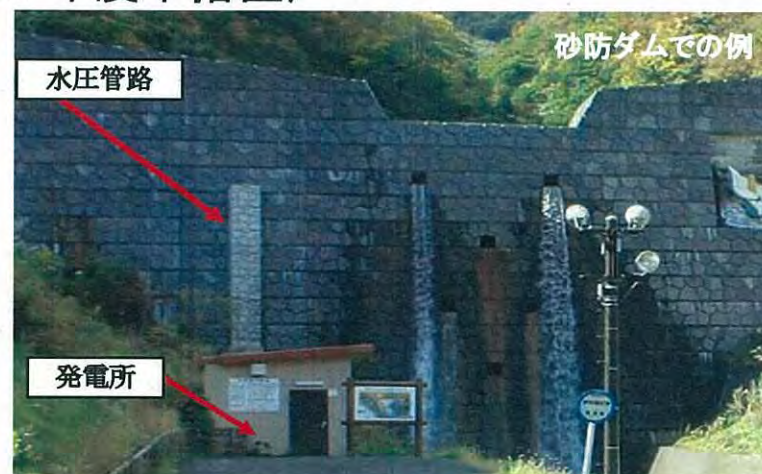
〈平成23 年度中措置〉 【H23.7.22『規制・制度改革に係る追加方針』】

(1) 減水区間が生じない発電水利使用について

① 他の水利使用に従属する水利使用

平成17年3月に文書にて河川管理者等関係者に周知を実施済み。

② 既設ダム・堰等の直下に設置し、維持流量放流等を利用した発電を行うことにより、新たに減水区間を生じない発電所 → 〈平成23 年度中措置〉



(2) 今後のスケジュール

1) H24.1月下旬: 小水力事業者などの関係者等との意見交換。

2) H24.2月 : 通知を関係者あて発出し、周知徹底。

河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。〈平成23年度中検討開始、早期に結論〉

【H23.7.22『規制・制度改革に係る追加方針』】

(1) 現在の取り組み状況

河川区域内に設置された小水力発電施設の事例調査を実施しているところ。併せて、試行的に設置した小水力発電施設のモニタリング調査を実施し、構造上の基準となる項目をとりまとめているところ。

設置箇所例



試行箇所例



(2) 今後の予定

設計事例等を含む「河川区域内に小水力発電施設を設置する場合の技術審査基準(仮称)」の原案を作成。関係機関・団体等との意見交換を行っていく予定。

- 1) H24.3月 : 「河川区域内に小水力発電施設を設置する場合の技術審査基準(仮称)」の原案作成
- 2) H24.4月～ : 関係機関、団体等との意見交換

発電水利権許可手続の合理化④

発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。
〈平成23年度中措置〉【H23.7.22『規制・制度改革に係る追加方針』】

(1) 体制

国土交通省 水管理・国土保全局(水政課 水利調整室、河川環境課 流水管理室)に設置

(2) 相談事項

- ①河川法の申請手続に関する事項、②河川区域内に設置する工作物に関する事項、③河川影響調査 等

(3) 方法

- 1) 窓口の設置を、記者発表や国交省HPへの掲載を通じて周知し、来省による許可相談を広く受け付ける。
- 2) 相談専用メールアドレスを周知し、メールによる相談も受け付ける。

(4) 今後のスケジュール

- 1) H24.1月下旬 : 小水力事業者などの関係者等との意見交換。
- 2) H24.3月 : 相談室の設置。